

関係各位

香川県健康福祉部感染症対策課長

ゆうパックを利用して検体等を送付する場合の包装責任者の選定について（通知）

標記については、「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付するための研修会」（平成24年7月5日香川県健康福祉部薬務感染症対策課開催）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）について」の説明資料の「7 ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」に基づき対応をお願いしているところです。

今般、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日総行第169号、総行経第35号総務省自治行政局長通知）に基づく押印の見直しを契機として、ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について下記のとおり改正することとしたので、お知らせします。

なお、これに伴い、「感染症発生動向調査事業等においてゆうパックにより検体を送付するための研修会」（平成24年7月5日香川県健康福祉部薬務感染症対策課開催）で示した「7 ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について」は廃止し、本通知をもって代えることとします。

記

1 ゆうパックにより検体を送付する際の留意事項について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき実施される感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、感染症流行予測調査、新型インフルエンザウイルス系統調査・保存事業等（以下「感染症発生動向調査事業等」という。）における病原体又は病原体検査のための検体の運搬について、日本郵便株式会社のゆうパックを利用する全ての関係機関（医療機関を含む。）は、包装責任者を選定し、遅滞なく、所在地の都道府県（所在地が保健所を設置する市の場合には当該市）の担当部局にこれを連絡する必要がある。

（1）包装責任者の資格

検体送付の安全性確保のために必要となる知識及びこれを実践するために必要となる技能を修

得するための研修を受け、主催者の証明を得た者であって、作業者を適切に指導する能力を有する者とする。

(2) 包装責任者の選定

包装責任者を選定した機関の長は、施設の所在地が県内である場合であって、高松市外の場合は香川県健康福祉部感染症対策課へ、高松市内の場合は高松市保健所保健予防課感染症係へ別紙様式を提出すること。

なお、包装責任者の変更等、提出した書類の記載内容に変更があった場合は、その都度、提出すること。

<問合せ先>

香川県健康福祉部感染症対策課  
総務・感染症グループ 藪内・合場  
TEL：087-832-3302